

山梨県産業廃棄物処理業者等不利益処分要領

(目的)

第1条 この要領は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）並びに行政手続法（平成5年法律第88号）、山梨県行政手続条例（平成7年山梨県条例第46号）及び山梨県聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年山梨県規則第43号）に定めるもののほか、産業廃棄物の不適正な処理に係る不利益処分について必要な事項を定めることにより、不利益処分の公正かつ適切な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において不利益処分とは、次に掲げるものをいう。

- 一 法第14条の3に規定する事業の全部若しくは一部の停止命令
- 二 法第14条の3の2に規定する許可の取消し
- 三 法第14条の6に規定する許可の取消し又は事業の全部若しくは一部の停止命令（以下前号及びこの号に掲げる処分を「業の許可の取消し等」という。）
- 四 法第15条の2の7に規定する改善命令若しくは使用の停止命令（以下「施設の使用停止命令」という。）
- 五 法第15条の3に規定する許可の取消し（以下「施設の許可の取消し」という。）
- 六 法第19条の3に規定する改善命令
- 七 法第19条の5に規定する措置命令

(不利益処分の原則)

第3条 不利益処分は、次の原則に従って行うものとする。

- 一 指導前置の原則
不利益処分を行うに当たっては、必要に応じ行政指導等を事前に行うこと。
- 二 比例の原則
不利益処分を行うに当たっては、当該処分を行うに至った事実の生活環境への影響及び当該事実の悪質性に比例して行うこと。
- 三 公正の原則
不利益処分を行うに当たっては、時期を失することにより当該処分の内容が過重なものとならないよう、迅速かつ厳正に行うこと。

(許可の取消し等)

第4条 知事は、業の許可の取消し等を行う場合又は施設の許可の取消し若しくは施設の使用停止命令を行う場合は、産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物処分業者（以下「許可業者」という。）又は産業廃棄物処理施設設置者（以下「設置者」という。）が行った法若しくは法に基づく処分に違反した行為の内容又は法第7条第5項第4号イからト若しくは法第14条第5項第2号イからへまでのいずれかに該当するに至った事実（以下「違反行為等」という。）に応じ、別表第1に掲げる区分に従い、不利益処分の内容を決定するものとする。

2 知事は、別表第2に掲げる加重事由に該当する場合は、前項の不利益処分の内容を加重して決定するものとする。

(他都道府県市との調整)

第5条 知事は、許可業者又は設置者が他の都道府県知事又は政令市の長から法第14条、法第14条の4又は法第15条に定める許可を受けているときは、関係する都道府県又は政令市と必要と認められる事項について調整を行うものとする。

(処分結果の通知)

第6条 知事は、第4条に規定する不利益処分を行ったときは、被処分者の氏名、住所、処分の内容、処分理由及び根拠となった条文等を、環境省、都道府県及び政令市に通知するものとする。

(公表)

第7条 知事は、第4条に規定する不利益処分を行ったときは、被処分者の氏名、住所、処分内容及び処分の理由等を必要に応じて県民に対し公表するものとする。

(不利益処分後の確認)

第8条 知事は、不利益処分を行ったときは必要に応じ、事業又は施設の使用が停止又は廃止されていること等を立入検査等により確認するものとする。

附 則

この要領は、平成12年5月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成12年7月3日から実施する。

附 則

1 この要領は、平成13年8月1日から実施する。

2 この要領の実施前から手続を開始した事案については、なお従前の例による。

附 則

1 この要領は、平成17年10月1日から実施する。

2 この要領の実施前から手続を開始した事案については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から実施する。

別表第 1

許可の取消し等の要件（ 、 の違反行為は罰条をもって記載）	処分内容
<p>第 1 4 条の 3 の 2 第 1 項第 5 号及び第 1 5 条の 3 第 1 項第 2 号 （「情状が特に重いとき」に相当）</p> <p>無許可営業（第 2 5 条第 1 項第 1 号） 不正手段による営業許可取得（同項第 2 号） 無許可事業範囲変更（同項第 3 号） 不正手段による事業範囲変更許可取得（同項第 4 号） 事業停止命令違反・措置命令違反（同項第 5 号） 委託基準違反（同項第 6 号） 名義貸しの禁止違反（同項第 7 号） 施設無許可設置（同項第 8 号） 不正手段による施設設置許可取得（同項第 9 号） 施設無許可変更（同項第 1 0 号） 不正手段による施設変更許可取得（同項第 1 1 号） 無確認輸出（同項第 1 2 号） 受託禁止違反（同項第 1 3 号） 不法投棄（同項第 1 4 号） 不法焼却（同項第 1 5 号） 指定有害廃棄物の処理禁止違反（同項第 1 6 号） 無確認輸出・不法投棄・不法焼却未遂（同条第 2 項） 委託基準違反、再委託禁止違反（第 2 6 条第 1 号） 施設改善命令・使用停止命令違反、改善命令違反（同条第 2 号） 施設無許可譲受け・無許可借受け（同条第 3 号） 無許可輸入（同条第 4 号） 輸入許可条件違反（同条第 5 号） 不法投棄・不法焼却目的収集運搬（同条第 6 号） 無確認輸出予備（第 2 7 条）</p>	<p>許可取消し</p>
<p>第 1 4 条の 3 第 1 号及び第 1 5 条の 2 の 7 第 3 号</p> <p>土地形質変更の計画変更命令・措置命令違反（第 2 8 条第 2 号） 虚偽管理票交付（第 2 9 条第 8 号） 管理票に係る勧告の措置命令違反（同条第 1 3 号）</p> <p>施設使用前検査受検義務違反（第 2 9 条第 2 号）</p> <p>保管届出義務違反（第 2 9 条第 1 号（第 1 2 条第 3 項又は第 1 2 条の 2 第 3 項に係る部分に限る。）） 管理票交付義務違反・記載義務違反・虚偽記載 （同条第 3 号） 管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載 （同条第 4 号） 管理票回付義務違反（同条第 5 号） 管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載 （同条第 6 号）</p>	<p>停止 9 0 日</p> <p>停止 6 0 日</p>

<p>管理票・同写し保存義務違反（同条第7号） 引受禁止違反（同条第9号） 虚偽管理票写し送付・虚偽報告（同条第9号） 電子管理票虚偽登録（同条第10号） 電子管理票報告義務違反・虚偽報告（同条第11号） 処理困難通知義務違反・虚偽通知（同条第14号） 処理困難通知保存義務違反（同条第15号） 土地形質変更届出義務違反・虚偽届出（同条第16号） 帳簿備付け義務違反・記載義務違反・虚偽記載・保存義務違反（第30条第1号） 業廃止・変更届出・施設変更届出・施設相続届出義務違反、虚偽届出（同条第2号） 定期検査拒否・妨害・忌避（同条第3号） 維持管理事項記録義務違反・虚偽記載・備付け義務違反（同条第4号） 処理責任者等設置義務違反（同条第5号） 報告拒否、虚偽報告（同条第6号） 立入検査拒否・妨害・忌避（同条第7号） 技術管理者設置義務違反（同条第8号）</p>	<p>停止30日</p>
<p>事故時応急措置命令違反（第29条第17号）</p>	<p>応急措置に必要な期間の停止</p>
<p>その他の違反行為</p>	<p>停止10日</p>
<p>第14条の3第2号及び第14条の3の2第2項並びに第15条の2の7第1号、第2号及び第15条の3第2項</p>	<p>改善に必要な期間の停止又は許可取消し(改善が不可能な場合)</p>
<p>第14条の3第3号及び第15条の2の7第4号</p>	<p>停止30日</p>

別表第2

加重事由	生活環境保全上の支障又は支障を生ずるおそれの程度
	許可の取消し又は停止命令を受け、再度違反行為等を行ったこと
	過去に繰り返し行政指導を受けたこと又は法に基づく命令を受けたこと等